

改正案	現行
<p>(課税の根拠)</p> <p><b>第一条</b> 県は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第四条第六項の規定に基づき、産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に要する費用に充てるため、産業廃棄物埋立税を課する。</p> <p>(課税の使途)</p> <p><b>第二十四条</b> 知事は、県に納入又は納付された産業廃棄物埋立税額から産業廃棄物埋立税の賦課徴収に要する費用を控除した額を、産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に要する費用に充てるものとする。</p> <p>附則</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>7 この条例は、施行日から起算して十五年を経過した日に、その効力を失う。</p>	<p>(課税の根拠)</p> <p><b>第一条</b> 県は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第四条第六項の規定に基づき、産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用に充てるため、産業廃棄物埋立税を課する。</p> <p>(課税の使途)</p> <p><b>第二十四条</b> 知事は、県に納入又は納付された産業廃棄物埋立税額から産業廃棄物埋立税の賦課徴収に要する費用を控除した額を、産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用に充てるものとする。</p> <p>附則</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>7 この条例は、施行日から起算して十年を経過した日に、その効力を失う。</p>